

## 外国人旅行客誘致促進業務に伴うプロポーザル実施要領

### 1 事業名

外国人旅行客誘致促進業務

### 2 事業目的

本事業は、外国人団体旅行客（以下ツアーという。）を積極的に和歌山市に誘致するため、観光バス代金を負担し、和歌山市観光協会会員のバスを使用させることを条件に、旅行会社に和歌山市を含めた新たな観光ルートを造成させることとし、和歌山市への訪日外国人の誘致を促進するとともに、和歌山市の地域活性化を図ることを目的とする。

### 3 事業概要

和歌山市への訪日観光客増を目的とし、和歌山市観光協会所属のバス事業者を利用した新たな観光ルートを造成、誘致し、バス事業者との調整等実施に必要な事務運営を行う。

#### (1) 委託期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

#### (2) 見積限度額

23,178千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (3) 観光バス1台あたりの補助額

50,000円

#### (4) ツアー最低催行人数

15人

#### (5) 観光バス1台あたりの配車手続き事務費

5,000円

#### (6) 事務運営

- ・海外旅行会社及び国内ランドオペレーターとの交渉
- ・ツアーの新規性の確認
- ・和歌山市観光協会会員の観光バスの手配、配車
- ・事業実施状況や収支状況等の定期的な報告

### 4 提案にあたっての基本的事項

#### (1) 旅行会社との交渉方法

交渉手段、周知方法等

#### (2) バス停車場所の提案

ぶらくり丁を必ず含むこと。

#### (3) ツアーが新規かどうかを審査する方法

既存のツアーに該当しないか明確に判別する方法を提案すること。

#### (4) ツアーが決定した場合のバスの配車方法

一業者に偏ることなく円滑に事業展開できる方法を提案すること。

#### (5) ツアーが市内2ヶ所の施設等を通過したかどうかの確認方法

確実に訪問したことを証明できる簡潔な方法を提案すること。

(6) バス代金の支払い方法

## 5 提案項目

申請者は、前記3及び4の事項を踏まえ、次に掲げる項目について提案すること。なお、提案内容はできるだけ具体的に記載すること（様式自由）

(1) 事業実施方針

観光振興・地域活性化の観点から、事業の実施方針を記載すること。

(2) バス停車ルート

任意の旅行発着点と集客の見込める和歌山市内の訪問先を選定し、その選定理由を記載すること。

(3) 旅行会社との交渉方法と周知方法

交渉方法を具体的に記載することともに、効果的に実施するための周知方法等の手段を提示すること。

(4) 運営方法

事業の運営体制（人員配置等）、事務手続きを具体的に記載すること。特にツアーが新規であることの確認方法、施設等の訪問確認方法及び複数のバス事業者への配車方法を明記すること。また、事務局への実績等の報告方法、バス料金の支払方法も明らかにすること。

(5) 自由提案

ツアーの誘致促進施策や誘客ツール作成等の独自の取組提案がある場合は具体的に記載すること。

(6) 過去の類似実績

過去に類似事業を行った実績のある場合は、その経歴や概要を記載すること。

## 6 プロポーザル参加資格

(1) 和歌山市内に本社又は事業所等を有する和歌山市観光協会加盟の団体で、旅行業の登録をしている者。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれがある者でないこと。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とする者でないこと。

(5) 当該事業を的確に遂行する能力を有すること。

(6) 和歌山市及び他の自治体において指名停止期間中でないこと。

## 7 募集開始から事業開始までのスケジュール（予定）

(1) 募集開始 平成27年2月27日（金）

(2) 説明会 平成27年3月 5日（木）

(3) 企画提案書等の提出 平成27年3月17日（火）

(4) 選考会（プレゼンテーション） 平成27年3月24日（火）

(5) 選考結果の通知 平成27年3月下旬

(6) 事業開始

平成27年4月1日(水)

## 8 説明会

(1) 開催日時 平成27年3月5日(木) 13:30～

(2) 開催場所 和歌山市役所本庁舎7階記者会見室

## 9 提出書類等

(1) 提出書類・部数

- ① 応募申請書(1部)
- ② 企画提案書(10部)
- ③ 見積書(正本1部・写し9部)

(2) 留意事項

- ① 応募申請書は別添の様式を使用すること。
- ② 企画提案書はA4判・15ページ以内とし、左綴じとすること。
- ③ 見積書には積算の明細・根拠を具体的に記載すること。

## 10 書類の提出

①提出期限 平成27年3月17日(火) 17時まで

② 提出先 和歌山市観光協会事務局(和歌山市観光課内)  
和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎10階

③ 提出方法 持参による(郵送による提出は認めない。)

## 11 選考会(プレゼンテーション)

(1) 開催日

平成27年3月24日(火) 15時～

(2) 選考方法

提案者によるプレゼンテーション(約10分)及び審査委員から提案者への質疑(約5分)を行い、別添の審査基準に基づき選考を実施する。なお、プレゼンテーションは提出した資料のみを使用することとし、パワーポイント等の使用は不可とする。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、書面により各提案者に通知する。

(4) その他

※選考会の場所や時間等、詳細については応募申請者に別途連絡する。

## 12 その他の留意事項

(1) 企画提案書の提出は1者につき1件とする。

(2) 企画提案書等の提出書類が期限までに提出されなかった場合は、いかなる理由においてもプロポーザルに参加することはできない。

(3) 企画提案書等の提出書類の作成に要する費用については、提案者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における企画提案書等の差換え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された書類等の記載事項に虚偽のあることが判明した場合は、その時点で失格とする。
- (7) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市観光協会のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (8) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市観光協会に帰属する。
- (9) 事業者は他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行わなければならない。また、会計帳簿等の帳簿類は事業終了後5年間の保管を必要とする。
- (10) 事業者は業務開始後に和歌山市観光協会から事業の実施内容等について提案があった場合は、特別な理由がない限り提案に応じるものとする。
- (11) 収支決算において事業の実施により余剰金が生じた場合や、事業の減額が生じた場合は、本協会に返還するものとする。
- (12) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (13) 本プロポーザルは、和歌山市の平成26年度の補正予算成立を前提に準備行為として行うものであるため、予算が成立しない場合は、本プロポーザルの選定等は無効とする。

### **1 3 応募先及び問合せ先**

**和歌山市観光協会事務局**（和歌山市観光課内）

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎10階

T E L 073-435-1234 F A X 073-435-1263

## 【審査基準】

審査項目	審査の内容	配点
事業実施方針	観光振興・地域活性化に寄与するものか	5点
バス停車ルート	観光バスの停車場についての配慮がなされているか。	20点
	新規外国人旅行客の集客が期待できるか	
	時間的に無理なく周遊できる計画となっているか	
旅行会社との交渉	効果的かつ効率的な折衝方法となっているか	20点
	適切な周知方法になっているか	
	新規ツアーとしての交渉手段となっているか	
事務手続き	適切な人材配置等が行われており、円滑な運営が期待できるか	25点
	周遊ルートの新規性の確認が合理的で適切か	
	施設等への訪問確認方法が簡易で適切なものか	
	一業者に偏ることなく、協会のバス事業者全体に配車がなされるものであるか	
自由提案	実現性のある独自の取組提案があるか	10点
過去の類似実績	類似業務の実績があるか	10点
見積書	経費の見積もりが妥当であるか	10点
	提案内容との整合性はとれているか	
合計		100点